質 問 第 一 三 号昭和五十四年三月二十二日提出

在日韓国・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年三月二十二日

提 出 者

上 田 卓 三

院 議 長 灘 尾 弘 吉

殿

衆

議

在 日 韓 玉 朝 鮮 人 \mathcal{O} 地 方 公 務 員 任 用 に 関す Ś 質 間 主 意 書

現 在 大 阪 府 \mathcal{O} 八 尾 市 に お V) 7 市 内 \mathcal{O} 労 働 組 合、 民主 团 体、 般市 民等多くの人々 が 八 尾

市 公務員 般 事 務 職 技 術 職 差別 国 籍条項撤 廃市民共闘会議」 を結成し、 広く市民 運 動を 展 開 L

ている。

が

あ

り、

現

実

に

八

尾

市

に

居

住

す

る約

七

千

人

 \mathcal{O}

外

玉

人

 \mathcal{O}

大

半

が、

在

日

韓

玉

朝

鮮

人

であることを考え

れ は、 市 0) 公務 員 0 般 事 ,務職 技 術 職 の受験 資 格 の中に 日 本 国籍 を有する者」 という条項

るとき、 玉 籍 条 項 は 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 を 排 除 す る ŧ 0 で あると言 わ ざる を 得 な) ° さら に \mathcal{O}

こと は 単 に 在 日 韓 玉 • 朝 鮮 人 \mathcal{O} 公 務 員 任 用 0) 道 を 閉ざす \mathcal{O} み な 5 ず、 民 間 企 業 \mathcal{O} 就 職 差 別 に П 実

を与えるとい う <u>一</u> 重 \mathcal{O} 意 味で 民族差 別につ ながるも \mathcal{O} と思わ れる。 また、 その ような 事 実 は \mathcal{O} る

が えつて広く日 本の 民主主義と人権 確 <u>\f</u> 一に深 くか カゝ わ る問 題 で あ る。 以 上の考え に 立 ち、 市 民 共

闘会議は結成されたのである。

市 民 共 闘 会 議 で は 昨 年 十二月二十 五. 日 と今年 月 二 十 日 の <u>-</u> 口 に わ た つ て 八 尾 市 総 務 部 کے 話

合 ** \ を 持 0 た が、 市 側 は、 「住民感情が許さな \ _ _ 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 は 市民では な \ _ _ などと、 全

< 差 別 意 識 を 露骨に した 応対をし、 参 加 \mathcal{O} 市 民 を 驚 か せ るなど \mathcal{O} 幕 ₽ あ り、 ک \mathcal{O} 玉 籍 条 項 \mathcal{O} 持

0 意 味 \mathcal{O} 何 た る カゝ を 如 実 12 示 す 結 果とな つ た。 L カコ し、 市 民 \mathcal{O} 鋭 1 追 及 \mathcal{O} 中、 最 終 的 に 市 職 員

採 用 に お け る 玉 籍 条 項 \mathcal{O} 撤 廃 に 0 1 て、 担 当 部 局 で あ る 総 務 部 とし て は、 撤 廃 すべ き で あ る لح \mathcal{O}

考 え に <u>\(\frac{\frac{1}{3}}{2} \)</u> つ 7 お り、 時 期 に 0 7 て は、 三 月 末 を 目 途 に 撤 廃 す × きである。」 と 0 確 認 書 を 得、 定

の前進を見た。

ک \mathcal{O} ょ う に、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 \mathcal{O} 悲 慘 な 差 別 \mathcal{O} 実 態 に 深 < 関 心 を 示 し、 そ \mathcal{O} 撤 廃 を 叫 3 声 が 日

日 高 ま つて 1 る 今 日 さらに 内 外人平等を高 らかにうたい あげ た 国 際 人 権 規 約 \mathcal{O} 批 准 が 予

定 さ れ 玉 内 法 0 整 備 が 急 が れ る現時点で、今ひとたび、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人の 生 存 権 لح り b け

地 方 公 務 員 任 用 \mathcal{O} 件 に 0 き、 そ \mathcal{O} 根 本 的 解 決 が な さ れ な け れ ば な 5 な 7 ŧ \mathcal{O} と考え

ょ て 次 \mathcal{O} 諸 点 に 0 き 政 府 \mathcal{O} 見 解 を 承 り た 1

在 日 韓 玉 朝 鮮 人 \mathcal{O} 歴 史 的 特 殊 性 と定 住 性 に 0 7 7

歴史的特殊性

現 在 \mathcal{O} 我 が 玉 \mathcal{O} 外 玉 人に 対 す Ś 処 遇 \mathcal{O} 施 策 は、 そ 0 中 身 に お 1 て、 実 に 実態 を 無視 L た ŧ

 \mathcal{O} で あ る と言 わ ざる を 得 な \ \ • لح り わ け、 六 + 五 万 人 と 1 わ れ る 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 は

ただ

単 12 外 玉 人 __ 般 とし 7 片 付 け 5 れ な 1 歴 史 的 な 特 殊 性 を 持 0 7 1 る。

周 知 \mathcal{O} と お り、 我 が 玉 は あ \mathcal{O} 過 去 \mathcal{O} 忌 ま わ L 1 侵 略 戦 争 \mathcal{O} 中 で 朝 鮮 半 島 を 植 民 地 12 し、

そこに 住 む 多 < \mathcal{O} 人 Þ を 強 制 • 半 強 制 的 に 日 本 に 連 れ てき た。 現 在 \mathcal{O} 六 + 五. 万 人 \mathcal{O} 在 日 韓

国・朝鮮人は、その人々と子孫たちである。

0 ま り、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人は、 自 5 の意志に反 ĺ て日本に居住せざるを得なか つた人々であ

り、 日 韓 その 玉 責 朝 鮮 任 は、 人 は 明 5 他 か 0 外 に 玉 我 人 が とは 玉 に 全 あ < る。 · 異 な そ る 0) 歴 ような 史 性 意 を 持 味 に 0 外 お 国 V) て、 人で あ 現 在 る。 日 本 に · 居住 する在

定住性

る。 六人中、 このことは、 九 七 日 四年四月一 本 生 ま 他 れ \mathcal{O} の 二 日現在 外 国人とは異な 世 • <u>=</u> の法務省統計によると、 世 が な 四十八万三千百八十五人で、 ŋ, 過去 \mathcal{O} 特 殊な歴史的 在日 韓 国・朝 経 過等 実に 鮮 人総数六十三万八千八百 \mathcal{O} 七 事 五. , 情 によ 六%を占 り、 我 \emptyset が 国に て 1

永

なく居住

し、

我

が

玉

以

外

に

生

活

基

盤

を求

 \emptyset

ることが

もは

や不

可

能

に

な

つて

いることを

示

7

1

る。

<u>つ</u>

ま

り、

明

白

な

定

住

化

傾

向

12

あ

るということで

あ

る。

制 限 L さ か れ L な て **,** \ が る。 ら、 税 そ 金 \mathcal{O} は ょ う 日 本 な 人 定 と平等 住 化 に に あ 払 る に 1 なが ŧ か 5 か ŧ, わ 5 ず、 権 利 生 は 制 活 限され に お け る。 る 諸 これ 権 利 は、 は、 義 著 務と L <

権 利 0 関 係 か らして みても全く理不尽であると言わざるを得な

ŧ, することと このことは 日 本 人と全く は 根 在 本 平 日 的 韓 · 等 に 玉 に 違 与 1 朝 え 鮮 5 そ 人 れ \mathcal{O} は、 る 生 べ 活 他 きも 上 \mathcal{O} に 外国 0 お で け 人 あることを る 0 諸 ように 権 利 は 商 如 用 実 納 B に 税 旅 物 義 行 語 務 と 留 て \mathcal{O} 学 ,等 関 1 で る。 係 か 時 5 的 L 7 12 滯 み 在 7

持 と 住するに至 ち、 この は 別 途 我 ように に、 が る 玉 我 そ 歴 0) 史的 が \mathcal{O} 責 任 国に 生 活 に 経 居住 深 過 上 < 及 0) び定 する外 諸 か か 権 住 利 わ を考り 玉 る 化 間 傾 人 慮 0) 題 向 大半は・ 等 す 点 を含 る を考えるとき、 必 しんで 要 在 が 日 ١ ٧ あ 韓 る。 玉 ると考え ょ 朝 他 つて、 鮮 \mathcal{O} ら 外 人 玉 れ で 人とは る 画 あ る が が、 的 違 政 な 府 0 彼 た 般 らが、 \mathcal{O} 特 外 見 殊な 解 玉 を 人 日 本 性 示 \mathcal{O} に さ 処 格 れ 遇 居 を

が 本 人の二 義 現 務 実に لح $\overline{\bigcirc}$ 権 は、 % 利 に は 還元され 比 ~~ ___ 裏 腹 八 \mathcal{O} % な 関 と高 ١ ر 係 事 で 実が < あ ることを考えるとき、 そ あ る。 0) 額 具 t 体 玉 的 税 に 及 は、 び 地 社会保 方 在 税 日 併 韓 障 せ 玉 制 7 度等 約 朝 千 鮮 をは 五. 人 百 \mathcal{O} じ 億 税 8 で \mathcal{O} とする あ 負 担 るとさ 率 行政 は れ 的 る 日

た

1

施 策 に ょ る 生 活 \mathcal{O} 諸 権 利 か 5 除 外 さ れ て 7 る わ け で あ るが このことは、 全く不 公 平 な 行 政 施

策 لح 考 え る が 政 府 \mathcal{O} 見 解 は ど う か

三 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 \mathcal{O} 差 別 \mathcal{O} 現 実 に 0 1 7

日

在 韓 玉 朝 鮮 人 は 九 兀 五. 年 我 が 玉 \mathcal{O} 敗 戦と同時 に当: 然一 切 \mathcal{O} 抑 圧 でと差げ 別 か 。 ら

解

放され

るべ き立 場 に あ つ た。 に ŧ カゝ か わ 5 ず、 彼 5 に 対 す Ź 差 别 は 依 然 とし て 続 1 7 1 る。 ک れ は、

我 が 玉 が、 過 去 に 犯 L た 侵 略 • 植 民 地 政 策 \mathcal{O} 誤 り を 深 < 反 省 することが なく、 لح ŋ わ け、 在 日

韓 玉 朝 鮮 人 に 対 す る 非 人 間 的 差 別 لح 抑 圧 に は、 切 責 任 をとろうとし な か つたことに ょ る

 \mathcal{O} 考 え る。

そ \mathcal{O} 結 果、 現 在 ŧ な お、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人に 対す る不当な 差 別 は 続 き、 低 生 活 を余儀 なくされ

て 1 る。 さら に、 \mathcal{O} よう な 低 生 活 \mathcal{O} 実 態 は 差別 意 識 を 再 生 産 し、 悪 循 環 を起こし て 7 る。

在 日 本 大 韓 民 国 居 留 民 寸 \mathcal{O} 実 態 調 査 によると、 在 日 韓 玉 人 五千世 帯 0 うち、 日常交際 \mathcal{O} 中で日

別 と 本 を が 人 う 明 か けたことが 5 5 差 か 別 に さ を受け れ あ て り たことが 1 ま る。 す か。 と あ り る わ という問 人 け が三三 注 目 す ζ) % べ に きも t 対 あ し、 り、 \mathcal{O} は あ 度 る Þ あ あ と答えた人 な ると答 た は、 え 日 た 本 が 人 兀 \mathcal{O} も 二 五 \bigcirc 官 庁、 % K % 官 ŧ に 吏 \mathcal{O} \mathcal{O} ぼ ぼ か り、 5 るこ 差

度 々 ある」と答えた 人が 八 % ŧ あつたという驚くべ き事 実で あ る。

のことは、 \mathcal{O} るが え つて 我 が 国 \mathcal{O} 基 本 的 人 権 に 対 す る 尊 重 0 不 十分さと、 民主主義 0 根本

が

問

** \

直

さ

れ

てい

ること

を

赤

裸

々

に

物

語

0

7

7

る。

わ け 右 民 12 4 族 的 た と 偏 お 見 り、 \mathcal{O} 意 識 我 は、 が 玉 玉 \mathcal{O} 社 際 的 숲 平 全 体 和 لح に 協 流 調 布 さ を 基 れ 調 7 とす V) る 差 る 憲 別 意 法 識 \mathcal{O} に 趣 は 旨 根 に 深 反 す 1 る t ŧ \mathcal{O} が \mathcal{O} で あ り、 あ り、 لح り

 \mathcal{O} 差 别 偏 見 意 識 \mathcal{O} 払 拭 が 急 務 \mathcal{O} 課 題 で あ ると考える。 よつて、 こ の 解 決 \mathcal{O} た め、 政 府 自 5 が 率

する用意があれば、具体的に示されたい。

先

て

啓

蒙

活

動

を

推

進

す

る

必

要

が

あ

ると考えるが、

どうか。

在 日 韓 玉 朝 鮮 人 \mathcal{O} 就 職 差 別 と地 方公 務 員 \mathcal{O} 玉 籍 条 項 に つ V 7

在 日 韓 玉 • 朝 鮮 人 0 生 活 に お け る 種 Þ 0 差 別 を 最 ŧ 基 本 的 に 支 え 7 **\ る 0) は 就 職 差 別 で あ

る。 自 由 を有する。 日 本 玉 憲 法 第二十二条 ` 職業安定法第三条 「 何 人も、 「何人も、 公共 \mathcal{O} 福 人種、 祉 12 反 玉 L 籍 な 1 信条、 限 り、 性別、 居 住、 社会的身分、 移 転 及 び 職 門 業 地 選 択 従 \mathcal{O}

前 \mathcal{O} 職 業、 労 働 組 合 \mathcal{O} 組 合員であること等を理 由として、 職業紹 介、 職 業指 · 導 等 に つい て、 差

別 的 取 扱 を 受け ることが な , , 労 働 基準 法第三条) 均 **等** 待 遇) \neg 使 用 者 は、 労 働 者 \mathcal{O} 玉 籍、 信

条 又 は 社 会 的 身 分 を理 由 とし て、 賃 金、 労 働 時 間 そ 0) 他 \mathcal{O} 労 働 条 件 に つい て、 差 別 的 取 扱 を L 7

は な 5 な 1 玉 際 人 権 規 約 A 規 約 第 六 条 **(**労 働 \mathcal{O} 権 利 1 0 規 約 \mathcal{O} 当 事 玉 は 働 < 権 利 を

認 \Diamond か つ、 ک \mathcal{O} 権 利 を 保 障 す る た め 適 **当** な 措置 を 執 る。 この 権 利 は、 す ベ て \mathcal{O} 者 が 自 由 に 選 択

L 又 は 承 諾 す る 労 働 に ょ つて 生活 費を得る機会 を求め る 権 利 を含 む。 等 Þ に 示されるように

在 日 韓 玉 朝 鮮 人に . 対 する就 職、 就労上の 差別 は明 5 か に不当なものである。 このことは、一 韓 り、 違 九 5 原 が と 1 る。 七 因 差 九 か 法 玉 とす 時 別 七 に 朝 性 兀 朝 兀 に さら 鮮 さ が 年 L 鮮 は る 六 年 人 て 示 れ に で て さ 月 人 兀 1 日 あ + 人 る \mathcal{O} 月 本 れ るとい 格 在 7 職 九 人 きたことを \mathcal{O} 業 日 月 日 1 0 破 朝 る。 現 \mathcal{O} は 蔑 壊 う ょ 鮮 日 在 視 ま 判 う だ 他 人 立. \mathcal{O} 感 で 決 け 製 な に \mathcal{O} 政 認 覚 導 は 外 対 \mathcal{O} 作 府 就 8) は 7 す 統 労 理 所 玉 て 計 る 曲 人 \mathcal{O} 戦 在 我 V で、 に 就 就 民 に 後 が 日 る 比 職 ょ 職 族 朝 ŧ 玉 現 る 差 採 較 に 差 現 鮮 \mathcal{O} 状 と、 別、 用 L 別 お 在 人 に をこば 7 け に に 流 あ \mathcal{O} これ t る 対 在 至 と 目 多 0 差 著 留 す る て 数 み に 別 る L 外 ま さ \mathcal{O} つづ 伴 < 横 玉 は とし、 で、 れ 者 う 不 数 浜 人 る大 カン 字 経 安 けてい \mathcal{O} 在 地 5 定 済 職 方 \mathcal{O} 日 就 真 企 的 な 業 上 裁 朝 職 業 面 貧 ることの に 判 t に 鮮 差 目 \mathcal{O} 困、 \mathcal{O} 0 ŧ 所 人 別 に 間 کے 具 1 \mathcal{O} は \mathcal{O} 生 に な 在 判 7 体 t 活 違 お 決 的 日 就 0 \mathcal{O} た す 朝 法 1 に て 職 調 に 5 る て 性 す 鮮 に ŧ 表 1 査 希 Ł そ る。 人 \mathcal{O} わ 非 関 望 中 を 在 0 \mathcal{O} れ L 人 を で 生 言 日 不 例 7 7 間 え 奪 朝 当 活 明 日 1 性 ば、 苦 在 る。 鮮 本 性 1 L を 去 を لح 日 明 7 人 人

管

理

的

職

業

で

は

米

玉

天

 \equiv

%

中

国二%

K

対

L

在

日

韓

玉

朝

鮮

人

は

 \bigcirc

匹

%

と低く、

反対に

こと 高 わ 単 5 < 純 ず、 労 が 本 明 働 この 来 5 者 なら は、 カゝ ような矛盾した結果となつて に ば、 さ 米 玉 れ そ 7 \bigcirc \mathcal{O} 1 職業と経 る。 ک % n 済 • は、 中 玉 社 在 \bigcirc 会的 日 七 **,** \ 韓 地位 % る 玉 のは、 に は最も安定してし 対 朝 L 鮮 まぎれもなく日 在 人 が 日 韓 他 玉 \mathcal{O} 朝 外 か 鮮 玉 る 本社 つべきは 人 人 に は . 会 比 \mathcal{O} ばずで 較 % 根 L لح 強 定 あ 異 **,** \ 住 る 、 常 民 化 に 族 に ŧ 傾 高 差 か 向 別 カン が 1

が

ば、 日 は、 原 企 政 L 因 業 自 民 カン 行 改 12 0 間 し、 5 政 8 なつて 差 企 が が 7 こ の 別 業 主 問 に 体 企 に 1 よう ζ, 広 業 性 直 で 実と自信 < ることは を さ さえ明 深 な 持 ħ 厳 < つ な 根 て L け 文 *(*) を与えることにな を 民 れ 容 化 張 民 間 ば 易に L る 族 企 な て 民 差 業 5 察せ 1 族 別 \mathcal{O} な 的 な 誤 が 1/ られ 今 1 0 偏 \mathcal{O} 玉 た 日 見 は つてい 籍 差 に るところであ \mathcal{O} 至 条 た 别 そ 項 体 \emptyset る 0) る。 を 質 で も未だそ 差 堂 を あ 別 このような事 々と 厳 ること に る。 L 対 \mathcal{O} 掲 < す は 解 げ 指 る て 弾 決 行 **,** \ 0) す 周 政 実は枚挙 展 ることは べ 知 指 望 き \mathcal{O} が 導 は と ず で お 見 に あ で ** \ ŋ **(**) る 客 で 出 あ 観 あ せ る 的 本 る 得 が が に、 来 な が な 当 7 な 今 民 7 5 \mathcal{O} \mathcal{O}

間

П

とま

行

は、 を ほ どで 奪 行 1 政 あ 自 時 る。 5 に \mathcal{O} 実に は 差 人 別 格 _ 的 \mathcal{O} \mathcal{O} 排 破 ゆ 除 壊 着とも と民 を ŧ 間 Ł V 企 た うべ 業の 5 す き差 差別 結 果 別 12 لح 的 口実を与える、 な な 0 れ て あ 1 7 る 0) \mathcal{O} 関 で 係 あ という二重の意味 が、 る。 在 つま 日 韓 り、 玉 公 朝 で 務 重大 鮮 員 人 \mathcal{O} な問 0) 玉 生 籍 題 存 条 権 性 項

をは

5

む

t

0

で

あ

る。

事 ごとく、 Ł 務 少なく ま 労 た、 働 自 を、 極 な *()* 治体にお \Diamond が て 在 低 日 賃 ک 韓 7 金 0) 玉 ては、 ような限 不 朝 安 鮮 公務員の職種のうち、 定 人 定 は な 方 分 法 野 単 は 純 に 偏 肉 体 在 在 労 日 L 働 て 韓 を 1 玉 現 業 る • と 現 朝 状 1 鮮 専門分野等に限定して採用 う に 人 差 \mathcal{O} あ 河 職 0 的 7 種 は、 が 定 式 右 を 客 0) 補 政 観 府 強 的 統 す に ることに 計 して に 日 本 4 5 7 人 つな る は れ 例 る

す る 総 就 括 職 的 差 に 述べ 別 が ると、 厳 L ١ ر 地 現 実 方 自 0 中に 治体の あつては、 職 員 募 集要綱に 民間 企業 お け の差 る 玉 別的 籍 条 排 項 除 は、 に \Box 在 実 日 を 韓 与 玉 え る結 朝 鮮 果とな 人 に 対

が

る

t

 \mathcal{O}

لح

考

え

5

れ

る。

る。 ま た、 現 業 専 門 等 12 限 定 L た 採 用 方 法 は 在 H 韓 玉 朝 鮮 人 が 低 賃 金 不 安 定 な 職 種 に

限 定 さ れ 7 1 る 現 実 \mathcal{O} 中 12 あ 0 7 は そ \mathcal{O} 職 種 に お け る 差 別 的 区 分 定 式 を 規 定 す るこ لح に な

る。 ま ず、 行 政 自 5 が 主 体 的 に 率 先 L て、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 12 対 L 自 治 体 職 員 \mathcal{O} 門 戸 を 全 面

開 放 し、 ŧ つ て 民 間 企 業 に 対 す る 指 導 を 積 極 的 に 展 開 す る 中 で、 は U \emptyset 7 問 題 解 決 \mathcal{O} 糸 \Box が 0

かめるものと考える。

1 右 に 4 たと お り、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 12 対 す る 就 職 差 别 及 び 職 種 に お け る 差 別 は 厳 L 1 ŧ \mathcal{O}

が あ る。 こ の ことは 広 < 我 が 玉 12 お け る 雇 用 \mathcal{O} 間 題 \mathcal{O} 重 要 な 位 置 を 占 8 る ŧ \mathcal{O} と考 え 5 れ

る 現 在 行 わ れ て 1 る 身 障 者 同 和 地 区 住 民 中 高 年 齢 者 に 対 す る 雇 用 施 策 と 同 様 在 日 韓

玉 朝 鮮 人 に 対 す る 積 極 的 な 雇 用 施 策 が 必 要 کے 考 え る が 政 府 \mathcal{O} 見 解 を 明 5 か 12 さ れ た 1

必 要 な 11 とす れ ば そ \mathcal{O} 理 由 を 示 さ れ た 1

2 地 方 公 務 員 0 玉 籍 条 項 に ょ る外 玉 人 排 除 は、 他 \mathcal{O} 般 外 玉 人とは 異なる歴 史的社· 会的 事 情

<u>\f</u> る 項 を 5 持 が \mathcal{O} 撤 0 在 在 廃 う ŧ 日 日 か 韓 ま 韓 た、 玉 玉 政 府 朝 朝 他 鮮 \mathcal{O} 鮮 \mathcal{O} 見 人 人 __ 解 般 に 12 を示 لح 地 外 方 つ 玉 され 7 公 人 務 ょ は た 員 n **,** \ \mathcal{O} 著 ょ 門 り L 深 ま < 戸 た、 積 を 刻 特 極 カン 特 段 0 的 段 意 重 \mathcal{O} 配 味 大 \mathcal{O} を な X 慮 別をす 間 を 持 持 題 0 لح لح 0 考 考 る必要が 7 え え 解 る。 放 る。 ず な ベ そ ま き 0) た、 7 とす で ょ う あ そ 'n る な \mathcal{O} ば、 と考え 観 玉 点 籍 そ に 条

の理由を示されたい。

五.

玉

際

人

権

規

約

کے

地

方

公

務

員

 \mathcal{O}

玉

籍

条

項

E

つ

\ \

7

的 的 と \mathcal{O} 審 議 政 社 7 九 治 採 会 六 \mathcal{O} 択 的 六 的 強 年 に 権 制 ŧ, 利 + = 文 力 に 化 を 関 月 的 玉 ŧ す 際 + 権 た る 六 人 利 権 玉 に 日 め 際 会 関 玉 た 規 議 す 連 玉 約 0 る 総 際 批 \widehat{B} 会 玉 人 准 際 に 権 規 促 規 お 規 約 進 約 1 約 決議 て、 と 選 が A 採 にも参加 世 規 択 択 界 約 さ 議 人権 定 れ が 書 た。 し、 発 宣 が 効 言 発 そ 賛成 し、 \mathcal{O} 効 \mathcal{O} 理 L 後 して 続 念 た。 を 1 ょ 7 て 我 九 るが り 同 が 七 具体 年 玉 六 三 は、 年 批 月 化 准 し、 玉 + 月 は 際 主 三 ま 玉 人 だ 際 日 権 日 で 市 経 条 規 き 約 民 済 約

さ て 5 7 な け い。 出 すこととな 0) ょ う な 0 閉 た。 鎖 的 そ 姿 0) 勢 ょ う は 世 な 界 流 各 れ 玉 \mathcal{O} 中、 \mathcal{O} 批 難 昨 年 \mathcal{O} 的 五. とな 月三十 り、 -日 内 人 閣 権 に 後 ょ 進 つ 玉 7 日 調 本 印 が を な 玉 さ 際 的 れ 12

後

は

国

会

承認

を待

0

ば

か

りとな

つ

た。

き、 籍 る。 否 対 て 定 象 今後、 し、 か 地 を は \mathcal{O} るべ た 玉 方 公 す て 際 7 は きで ک べ 務 人権 12 う 承諾 て \mathcal{O} 員 L ま 規 で あ た 精 \mathcal{O} \mathcal{O} 約 ŧ 神 する労働によつ る。 排 玉 人 \mathcal{O} 除 な 籍 Þ をどう具現 基 玉 に 条 が < 本 際 数 項 亚 在 精 多 人 ŧ 等 日 神 < 権 ま な 韓 は、 化す 規 た、 る 4 玉 約 て生活費を得 5 権 • 外国人を内国民待遇に扱うという「内 る A 人 利 れ 朝 規 権 を て かということが 鮮 約 保 規 1 人 第 約 障 た \mathcal{O} 六条 \mathcal{O} が、 す 処 る機会を求 精 ること 遇で は、「労 神 内 に 外 あ を 背 課 人 る。 定 亚 題となるわけ < 働 等 ŧ これ \Diamond \mathcal{O} る権 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 で 1 精 利 ま 利を含む。」としている。 る。 神 あ で、 り、 は、 を定め だが、 そ 社会保障 当 0) このことを 外 然 ょ 人平等 す う 我 そ ベ な が \mathcal{O} その 7 考 玉 撤 \mathcal{O} 原則」 真 え \mathcal{O} 廃 で 他 者 が は に 0 で、 な が 立 向 で さ そ 自 か 0 \neg あ لح 由 5 玉 \mathcal{O} れ

に

選

L

又

め

ک

 \mathcal{O}

こと は 現 在 \mathcal{O} 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 に 対 す る V か な る 就 職 差 別 ŧ 禁 止 地 方 公 務 員 か 5 \mathcal{O} 排

除 ŧ, そ \mathcal{O} 精 神 か 5 L 7 当 然 厳 し < 戒 L \Diamond 5 れ る べ き ŧ \mathcal{O} で あ る。

さ 5 に 昨 年 五. 月三 + 日 玉 際 人 権 規 約 調 印 \mathcal{O} 際 政 府 は 公 務 員 \mathcal{O} ス \vdash 権 公 休 日 \mathcal{O} 補 償

高

等 教 育 \mathcal{O} 無 償 化 等 に 0 7 7 は 留 保宣 言 を L 0 0 ŧ, 内 外 人 平 · 等 に 関 L 7 は 留 保 宣 言 を行 0 て 1

な 7 ک れ は、 政 府 が 在 日 韓 玉 朝 鮮 人 に 対 L 内 玉 民 待 遇 \mathcal{O} 権 利 を 保 障 せ λ とす る積 極 的 な

意 志 \mathcal{O} 表 れ と当 然 察 せ 5 れ る。 その よう な 観 点 に <u>\f</u> ち、 政 府 \mathcal{O} 現 段 階 で \mathcal{O} 玉 内 体 制 \mathcal{O} 整 備 \mathcal{O} 進

展状況を具体的に示されたい。

ま た 具 体 的 12 ど \mathcal{O} 点 に お 1 7 検 討 が な さ れ 7 1 る \mathcal{O} か 仮 に 障 害 が あ るとす れ ば、 تخ 0) 点

 \mathcal{O} ど \mathcal{O} よう な 理 由 に ょ る ŧ \mathcal{O} か 併 せ 7 明 5 カ に せ 5 れ た 1

六 法 律 行 政 実 例 からみた地方公務員 \mathcal{O} 玉 籍 条 須と 「公権・ 力の行 使 「団体意思形 成 0) 参 画 に

ついて

要 を考えるとき、 8 て 件 5 1 5 な は れ な ない。 みに、 \ <u>`</u> ていたこと、さらには、 地 方 ところが、 外 当 然 公 玉 務員 人 を \mathcal{O} 法 論 地 第 旧 方 理 + 憲法下にお 公務 的 六 帰結として、 条 外務公務員法に明確 員 は、 に 任 7 ける官公吏については、「 用 わ するに ゆ 外 国 る 欠 人の つい 格 て、 地方公務員 な国籍に関する制 条 項」 法 律では が 定 の任 日 め 本 玉 5 用 臣 籍 れ 限が は、 に 民」という資 てい 関 .. 設 す 法 る け \mathcal{O} る が、 5 精 制 神 れ そこ 限 格要 てい は カゝ 5 に 設 みて 件 ること け は 5 が 玉 定 れ 籍

ところが、 地 方 公 務 員 法 とは 別 に、 人事 院、 自治 省、 内 閣法 制 局 \mathcal{O} 見 解 • 行 政 実 例 に は、 さ

まざ

ま

な

解

釈

が

存

在

す

る。

則

としてさしつかえない

ものと解する。」とされ、

また、

__

九五三年三月二十五日

0

内

閣

法

制

局

妥当、

可

能

であると考えら

れ

る。

般 公 務 九 員 五. に 年 任用することに 七 月三 日 \mathcal{O} 自 っつい 治 省 て 口 は、 答 地 地 自 方公務員法その 公発第二三 兀 号) 他 の国 では、「 内 法 と制 外 玉 限 0) 規 玉 定が 籍 を な 有 V) す 0) る で、 者 を 原 _

る者 第 کے 部 解 長 す 口 ベ 答 きで で は、 あ _ _ る。」とし 般 職 に て、 は 外 日 玉 本 人 玉 0) 籍 地 を有 方 公 L 務 な 員 い 任 者 用 で に あ 0 つ 7 ても、 て 肯 定 官 的 職 解 に 釈 つ を行 Ś 能 つて 力 を 7 有 る。 す

当然 は 日 0 本 法 玉 理として 籍 を必必 要とするとの解釈がなされてい 公権力の行使又は 国家意思 0 形 る。」 成 ^ 0) として、 参 画に 外国 たずさわる公務員となる 人の 公務 員任 . 用 に 定 た めに \mathcal{O} 限

界を

示

L

て

()

る。

か

L

な

いがら、

九

五三年六月二十九

日

 \mathcal{O}

人事

院

事

務

総

長

0

見

解

で

は、「公務

員

に

関

係

する

関 に 口 す 答 0 ところが る当 7 は 7 言 然 0 及 この カゝ 法 L L た 理とし な 「公権・ 例 が とし ら、 て、 力 7 公権 玉 は لح 家 「意思形 主 力の 権 九 行 \mathcal{O} 五三年三 維 使、 成 持 、 又 0 及 月二十 は 範 び 玉 开 家 他 は 意 国 明 五. 思 \mathcal{O} 日 確 対 に \mathcal{O} \mathcal{O} 示され 決定 人 内 主 閣 ^ 権 法 0) \mathcal{O} 制 ** \ 参 尊 局 ない。 画 重 第 に \mathcal{O} たず 見 部 5 地 長 な ź か \mathcal{O} いみに、 わ ら 口 る 答 公 公 が 務 務 あ 0 員 員 る。 限 لح に 界

な

るために

は、

日

本国

籍を必要とする者と解される。」として、公権力及び

国家意思

0)

形

成

の —

定 0) 概 念 規 定 を 玉 家 主 権 0) 問 題 とし 7 い る。

つまり、 ここで問題とされる 「公権・ 力 「意思形成」 とは、 国 家主権の維持」 と 他 国 0 対 人主

権」 の 尊 重が脅かされる可 能性 0 あ る 職 種 に限定されるべきものであることが明ら カゝ に こされて

いる。

このことは、「公権力」 には広義と狭義 0 意が あり、 公務 員の任用に関 L て問題になるのは、

玉 家 主 権 に カン か わ るか 否 か という点で 、ある。 このことを裏打 ちす る カゝ 0) ように、 人 事 院 任 用

局 監 修 日 本 人 事 行 政 研 究 所 発 行 0 「 任 免関 係質疑応答集」 二十八頁で は 「ま たたとい 公 権 力 \mathcal{O}

行 使 に . 当る 公 務 員 で あ つ 7 ŧ, 例 え ば 都 道 府 県 又 は 市 町 村 \mathcal{O} 農 地 委 員 のごときは、 般 \mathcal{O} 公 務

員 と 異 な り、 社 会 的 利 益 \mathcal{O} 代 表 者 と L て \mathcal{O} 性 格 が 強 < 農 地 調 整 法 第 + 五. 条 第 \equiv 項 参 照)、

そ \mathcal{O} 選 挙 権 及び 被選 挙 , 権 ŧ, 玉 民 たる地 位 に お V) て 与えら れ るとい うよ りは、 む L ろ 農 地 を所

有 また は耕作 の業務を営むことに附随 して与えられるものと見るべ きであるか 5 (同法第 局 公務 る。 そ + \mathcal{O} あ \mathcal{O} るということができよう。」とし、 L 例 0 る 7 五 維 員 者 さらに、これ لح 農 条 発 外 持 第二 た \mathcal{O} は が لح 地 ノ 三 りえ 認 本 認 委 他 九号、 玉 8 \Diamond 員 参 玉 5)照)、 5 な た \mathcal{O} \mathcal{O} 主 **,** \ 主 れ る れ 権 資 内 とい らのことを総 な る 権 既 閣 ** \ 格 t を尊重するという点からい \mathcal{O} に 総 尊 う 一 \mathcal{O} を \mathcal{O} 農地 理 と 重 みならず、 認 大臣官房総務課 とを 般 解 めることは、 を す 原 所 べ 基 則 括 有 きで 的 調 は、 公権・ لح 利 にまとめ 害 あ す そ ま 力のすべてが これ ろう。」 関 る \mathcal{O} た 長栗 係 憲 職 は た 務 人 12 法 耕 Щ ŧ つて、 たる外 ょ \mathcal{O} **(**以 \mathcal{O} 作 廉平 性 \mathcal{O} つ 趣 \mathcal{O} 上二 が、 て 冒 質 問 業務 却 あて、 に 上 玉 直 題 文 外 つて 5 反 前 人 を営 に は す 玉 撂 \mathcal{O} に 憲法 なる 法制 書二十 正 ること 人をこれ わ __ 当 が むことの 0 局 九 \mathcal{O} な 国 では 九 趣 利 第 五. に \mathcal{O} 三 旨 な に 頁 益 主 な 年三 を擁 認 部 5 任 に 権 「要するに、 長 いことを明 適合す \Diamond な 用 が 高 護 5 月 1 L 侵 辻 れ 場 7 し、 さ 正 Ś + た t れ 合 巳回 ゆ 外 五 12 自 \mathcal{O} る Ź 示 玉 日 外 お 限 玉 1 · 答 り、 玉 L λ て そ 人 \mathcal{O} 12 て で は、 に 法 主 れ 人 ょ あ が そ が 対 制 権 1

る。)

の部分である。

を 1 人 み を 以 るとき、 上 任 さらに、 用 0 す 解 釈 ることが、「これ 在 在 を 日 日 総 外 韓 合 玉 判 玉 断 す 朝 とり 鮮 るとき、 に 人 ょ わ \mathcal{O} つ け 定 7 在 住 地 直 日 性 方 5 は、 韓 公 に 玉 務 わ 彼ら 員 が 朝 の 一 玉 鮮 を \mathcal{O} 人 L 般 主 は、 7 事 権 我 務 が 地 が 職 侵 方 玉 員 3 /公務/ \mathcal{O} 及 れ び 民 る 員 技 情 لح 術 \mathcal{O} に __ 通 は 職 般 とう 暁 員 事 に せ 務 L て 在 職 \Diamond 1 日 て 考 韓 技 え 1 玉 術 る 5 事 職 れ 朝 情 に な 鮮

<u>二</u> 十 設 当然採 \mathcal{O} 行 け、 般 ところが 技 使 八 術 用されてし 又 日 在 職 は 日 \mathcal{O} 員) 地 自 韓 実際 方 治 玉 \mathcal{O} 公 省 に 共 採 朝 カュ 口 は るべ 答 鮮 用 寸 大多数 試 体 人 自 きで を 験 \mathcal{O} 排 12 治 意 0 ある。 公 除 思 お 自 発 7 形 L 第二 治体では、 て て、 成 7 に + る。 参 日 八 本 画 号 このことの す \mathcal{O} 公務 玉 ることが、 般事 籍を有 員 務職 第 L 根 及び な 課 拠 将 ١ ر 長 来 に)技術 な 者 予 口 答) 12 想 つ 職 t さ 7 の受験 で れ __ 1 あ 般 る る る。 的 職 0) 資 (格に に 員 は、 受験 れ 国 に 資 般 九 は、「 七三 籍 事 格 条 を 務 項」 年 認 職 公 五. 8) 員 権 を る 月 力

ことは、

適当でない。

とあり、

般事務職員、

技術職員の管理職が

「公権力」

及び

「意思形成」

に

らず、 持 検討 及 か 0 てド か L 参 わ と て具は ると 画 意 1 12 う 一 思 九 体的に決定すべきものと解する。 五. たずさわ 形 L 定 五. 成 て 年三月十八 \mathcal{O} 7 基準 に る。 カゝ る公務員 か L に わ か か る L 日 λ \mathcal{O} な で が \mathcal{O} か、 み が 人 あ ら、 る 事 た場合、 そ カゝ 院 な \mathcal{O} どうか 事 基 ぜ 務 」として、 これ 準 総 般 は は、 長 明 事 0 はどうみても納 5 務 当 見解は 職 か 該 にされ 「公権力」 員 公務 及 「公権 び 員 て 0 **\ 般 及 び 力 任 得 な 技 用 0) できるもの , \ • 術 行使 「意思) に 職 カゝ 先に 員 カュ 又 形 0) は、 る 4 成 管 官 で た 理 職 玉 は 0) 職 家 な \mathcal{O} 範 玉 が 職 意 \ \ \ \ 家 进 「 公 務 思 を、 主 内 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 権 形 容 4 画 \mathcal{O} を 成 な 維

ては、 か は、 さら と 現 任 7) 行 命権 う問 法 規 者 V) 九 上 に 合 兀 おお 外 わ 九 せ 玉 **(**) 年 . て 判 断 に 人 五. は 月二十 対 L 県 すべ 制 六 職 限 員 きものと考えられる。」と回 日 ない。 となることに \mathcal{O} 自 治 省 般 口 職 答 に つ 外 自 V 玉 発 て 人 第 別 を 五 段 県 兀 \mathcal{O} 答 六 職 制 号 してい 員 限 愛 に は 採 知 な 県 る。 用することの 1 知 これ と考えら 事 あ は、 て 自 具体 可 れ 治 る 課 否 的 長) に か どう 判 0 で い 断

的

あ

る

1

は

抽

象

的

でなく、

具体

的

に

職

務

内

容

Iを検討

して決定すべ

きと

解

釈

L

て

1

る。

を各 自 治 体 に委ね るとい . う、 , v わ ば、 地 方 自 治 精 神 0) 尊 重 に カゝ んが み た ものと察 せ 5 れ

つまり、 「公権力」 及び 「意思 形 成 0 範 井 は、 国家主 権 \mathcal{O} 維 持 0 間 題であ り、 その 中 身 は

職 務内容を検討 して 具体的に決定」 Ļ その採用の可否については、「任命権者に お 7 7 判断

すべき」ものである。

以 上の考えに立つとき、 先にみた、一九七三年五月二十八日の自治省回答 (自治公発第二十

八号公務員 第 課 長 回答) は、 全く非合理 的 か つ 独 断 的 で あ り、 重大 な問題 を は 5 んで *(* \ る。

こ の 中 で ことは、 ŧ 明 5 カュ に 昨 年三 さ れ 月二十 7 ١ ر る。 匹 当 日 時 \mathcal{O} 内 私 閣 \mathcal{O} 委 員 「どこまでが 会で \mathcal{O} 私 \mathcal{O} 公権 質 問 力でどこま に 対 す る今村(久)政 でが 国 家 府 意 委 思 員 لح 1 \mathcal{O} うよ 答 弁

 \mathcal{O}

う に 理 解 さ れ て お る \mathcal{O} か لح いく う 質問 に 対 し、 今村(久)政府委員 は、 結 局 般 的 な 画 的 な 基

準 لح 7 うも のが な か な か む ず か L い : : 7 ま ١ ر ろい ろ情勢が 非常常 12 変わ つて おるようでござい

ま らすか ら、 玉 際 人権 規 約 0 問 題等に絡みま しても、 ただいま私ども勉強中でございますけれど

弁さ もこ れ \mathcal{O} て 情 7 勢 に る。 即 応 要す す るに、 るような 画一 形 的 で十分検 基 準 が むず 討 L て かし ま V ; V りた 情勢に即応するよう検 *(*) とい うふうに考えてお 討する、 ります。」と答 というこ

とである。

次 み、 0 以 その 事 上の基本的な考えに立つとき、 項 を 改 明ら 廃を含めた か にされたい。 再検討が、 早急な課題であることは言うまでもないことである。 先の自治省回答は、 現段階に至つて重大な問題性 そこで をはら

- 1 \mathcal{O} と 般 在 す 的 日 れ 外 に ば、 -玉 示 す 人 \mathcal{O} ŧ 九 地 0 五三 方 で 公 な 一務員! 年三月二十 7 と考える 任 用 に 関する行政 が 五. 日 法 政 制 府 文実例 局 \mathcal{O} 見 口 答 解 に を示 に 示される 矛 盾す さ れ 「公権・ ると考える た \ \ . 力 仮 に とは、 が、 全 体 どう を 「公権力」 般 か 的 に 示 全体 す を
- 2 員 の 一 在 日 般 外 事務職員、 国 人、 とり わ 般技 け 定住性 術職員 の下、 、 の 管 日 本 理職に (T) 民 登用された場合、 情 に 通 暁 L た在 具体的にどの 日 韓 玉 朝 鮮 ような不利 人 が 地 方公務 益

不 都 合 が 生じ る か。 仮 に 生 じ な **,** \ とすれ ば、 7 カゝ な る理 由 に ょ つ て 管 理 職 に 登 用 で き な 1 0)

か 政 府 \mathcal{O} 見 解 を 明 5 か に せ 5 れ た \ .

3

外

玉

人

 \mathcal{O}

地

方

公務

員

 \mathcal{O}

任

用 に

おけ

る問

題点は、「

国家主権

 \mathcal{O}

維持」

に具体

的

に損害を

与える

可 能 性 が な け ればよい と解 せばば 合理的であると考えるが、 どうか。 政 府 の見解 を示され た

\ \ \ \

4 地 方 公務 員 ^ 0) 外国 人 0 任 用 に つい ては、 多く 、の行 政 実 例 が 存 在 L つつ ŧ, 地 方 自 治 の精

神 か ら、 各 Þ \mathcal{O} 自 治 体 \mathcal{O} 実 情 に か λ が み て、 最 終 的 判 断 は、 各 自 治 体 0) 任 命 権 者 に 存 すると

考えるが、どうか。

七 内 外 人 平 等、 玉 籍 条 項 撤 廃 は 時 代 \mathcal{O} すう 勢で あ ることに 0 7 て

第二 次世 界大戦 以 降 \mathcal{O} 世 界 0 人 権 政 策 は、 相 互 主 義 カゝ ら内外 人平等へと大きく移り変わり、

その即応が、我が国でも大きな課題として提起されている。

لح り わ け、 玉 内 に お け る 外 玉 人 \mathcal{O} 処 遇 12 0 1 7 は 我 が 玉 は 自 5 \mathcal{O} 犯 L た 責 任 لح 7 在 H

韓 玉 朝 鮮 人 \mathcal{O} 差 別 \mathcal{O} 間 題 が 具 体 的 課 題 لح L 7 举 げ 5 れ 7 11 る

玉 外 で は ス ウ エ デ ン で、 在 留 外 玉 人 12 地 方 公 務 員 \mathcal{O} 任 用 は t لح ょ ŋ 地 方 議 会 \mathcal{O} 選 挙 権 及

法 修 生 及 び <u>\f</u> 大 学 教 等 0 1 ŧ 外 人 が 放 さ れ 7 1 る。 た、 大 阪 で は、 てバ

被

選

挙

権

ま

で

認

8

て

1

る

ま

た、

玉

内

12

お

11

7

ŧ,

玉

鉄

専

売

公

社

電

Þ

公

社

等

 \equiv

公

社

Þ

司

習 玉 員 に 7 玉 に 門 戸 開 ま 府

公立 \mathcal{O} 小 中 • 高 • 大 学 \mathcal{O} 教 員 ŧ 外 玉 人 が 任 用 さ れ 7 1 る。 地 方 公 務 員 に 至 0 7 は 全 玉 で 約

八

+

五

 \mathcal{O}

自

治

体

が

現

業

•

車

門

等

 \mathcal{O}

分

野

で

玉

籍

条

項

が

撤

廃

さ

れ

7

1

る。

さ

5

12

は

兵

庫

県

下

九

市 町 尼 崎 市 \prod 西 市 伊 丹 市 宝 塚 市 西 宮 市 三 田 市 高 砂 市 西 脇 市 芦 屋 市 猪 名

Ш 町 で、 ま た 大 阪 府 下 で は 岸 和 田 市 が 般 事 務 職 員 · ___ 般 技 術 職 員 を 含 む す べ 7 \mathcal{O} 職 種 \mathcal{O}

受 験 資 格 か 6 玉 籍 条 項 を 撤 廃 し、 す で に 採 用 L 7 1 る 例 t 少 な < な 1 れ 5 \mathcal{O} 市 \mathcal{O} 多 < は

地 方 公 務 員 \mathcal{O} 玉 籍 条 項 が 民 間 企 業 \mathcal{O} 差 別 を 助 長 す るとし て人権 尊 重 \mathcal{O} 見 地 カン 5 撤 廃 に 踏 4 切 · ح

7 7 る。 ま た、 採用 後すでに六 年 目 を迎 えた自 治 体 ŧ 具 体的 に支障 は ない。 む L ろ、 撤 廃

てよかつた。」とその感想を率直に述べている。

今後、 このような自治体は、 まさに時代のすう勢としてますます増えるも 0) と思 わ

れ

る。

以 上みてきたとお ,り、 り、 在 日 韓 玉 • 朝鮮 人の 地 方公務員任 用 に つ ١ ر て は、 積 極 的 合 理 的 理 由

なくして 排 除することは 重大な 人権 侵害で あ る 0 みな らず、 すべ て 0) 差 別を 撤 廃 L ようとする

時 代 0 す Ś 勢の 中で、 在 日 韓 玉 朝 鮮 人を公務 員 に 任 用することによつて、 日 本 人 0) 彼 らに 対

す る 理 解 を 深 め、 ŧ つ て 人 権 意 識 \mathcal{O} 高 揚 と 玉 際 性 を 豊 か に せ λ とする 流 れ に 明 5 カ に 逆 行 する

ŧ \mathcal{O} で あ り、 広 < 日 本 0) 民 主 主 義 \mathcal{O} 根 幹 に カゝ カン わ る 問 題 で あ る。 ょ 0 て 次 0) 事 項 を 明 5 か に さ

れたい。

1 九 五. 七 年十 月 + . 匹 日 \mathcal{O} 人事 院 事 務 総長 0 見解 で は、「 技術 的業務 を職務内容とする官職

に つい ては、 日本 · の 国 籍 を有しない者でも就くことができるものと解する。」として、 現業

専 撤 7 八 れ 門 廃 好 7 + す ま 7 五. 分 るよう、 L る \mathcal{O} 野 < が 自 ^ な 0) 治 ま 1 体 外 だ撤 で、 政 ŧ 玉 府 \mathcal{O} 人 廃 と考え \mathcal{O} が L 指 般 任 て 導 用 事 すべ ****\ る。 を 務 な 職 可 1 きと考えるが、 す 能 員 自 べ لح 治 て 解 体 0) 般 釈 t 自治体 技 L 多い。 7 術 職 7 どう に 員 る。 地 方 を お カゝ 7) 除 事 自 て 実、 < 治の 現業 政 ほ とん 府 そ 統 0) \mathcal{O} • 考え 専 ょ 性 سلح 門 う \mathcal{O} から を 分 な 職 野に 明 観 ンみて、 種 5 で 点 お に か 玉 こ の <u>\f</u> に け 籍 ち、 せ る 条 玉 5 ے ک 項 籍 全 れ が た 条 は 玉 撤 項 決 で 廃 を 約 L さ

2 <u>二</u>十 技 と考える。 は 術 先 に 八 職 合 員 理 日 法 \mathcal{O} を含 的 律 自 ょ 理 • 治 つ 行 む 由 て、 省 す は 政 口 存 実 ベ 答 そ て 在 例 \mathcal{O} \mathcal{O} L \mathcal{O} 改 自 な 観 玉 治 廃を含めた再検討 7 点 籍 公 条 と考え カュ 発第二十八 5, 項 が る。 撤 地 方 廃 さら 公 さ 号公務 不務 れ の必 に、 7 員 1 0) 員 要が る 現 第 現 実 般 あると考えるが に、 事 実 課 を 務 長 職 4 + 口 た 市 員 答) 場 町 __ 合、 は、 般 で、 今 技 現状 どうか。 日 術 般 職 にそぐ 員 事 九 務 \mathcal{O} 政 ゎ 職 七 玉 三 府 員 籍 な \mathcal{O} 条 年 V 見 項 五. t に 解 般 月 \mathcal{O}

を

明

5

か

にせ

5

れた

\ \ \ \ \ \

3 す で に 多 < 0) 自 治 体 で、 現 業 • 専 門 分 野 で 玉 籍 条 項 が 撤 廃 さ れ て **,** \

るが、

この

ことは、

今

ま で に み た 行 政 実 例 に 何 5 抵 触 す る ŧ \mathcal{O} で は な L か L 現 業 • 専 門 に お 1 7 ŧ 管 理 職 \mathcal{O}

登 用 は あ り 得るがどう か。 こ の ことが 般 事 務 職 員 • 般 技 術 職 員 \mathcal{O} 管 理 職 とそ 0 意 味 に

おいてどのような差異があるのか。具体的に示されたい。

4

九

七

三年五

月二十八

日

 \mathcal{O}

自

治

省

口

. 答

に

4

6

れるところの

「公権力

の行

使

又

は、

地

方公共

寸 体 \mathcal{O} 意 思 \mathcal{O} 形 成 に 参 画 す ることが将 来予 想され る職員」 とは、 具 体 的 にどの 職 階 • 職 位 を

指すのか明らかにせられたい。

ま た、 明 5 か に さ れ た 職 階 職 位 が、 **\ カン なる 基 準 及 び根 拠をもつて「公権力」「意思 形 成

に か カン わ る \mathcal{O} か、 併 せ て明 5 か に せら れ た \ \ \

右質問する。